2　前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一　有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

二　自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

三　当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3　法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一　自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三　法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四　前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第八条　法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	（※５）（※６）　車載式故障診断装置の診断の結果

（新設）

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	

（新設）

（新設）

注①～④　（略）

⑤　（※５）印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥　（※６）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。

注①～④　（略）